

除雪業務処理要領

1 除雪

(1) 除雪箇所

- ・ 別紙図面の白の場所とする。

(2) 積雪量

- ・ 約 5 cm以上の積雪量に達した場合を出動の基準とする。

(3) 除雪方法、回数

- ・ 車両の通行、車両の通過及び人の通行に支障がないこと。
- ・ 除雪車で除雪出来ない階段、施設入口等の場所は手作業。
- ・ 3年平均回数 17回

(4) 除雪時間

- ・ オホーツク圏地域食品加工技術センターの開館日の除雪は午前8時30分までに車両20台分の駐車が可能となる面積を行い、全体は午前中までに完了すること。ただし、積雪量が多く駐車場から出れない場合等は上記時間以外に要請する場合がある。

(5) 集積箇所

- ・ 車両の通行、車両の駐車及び人の通行に支障がなく、かつ構内の樹木及び環境美化に影響を及ぼさない場所とする。

(6) 業務上における設置物等が破損した場合

- ・ 除雪作業等により設置物等を破損した場合の修復にかかる費用については、全て除雪業務を受けた事業者の負担とする。